皆様の不安と疑問に答えます！

マイナンバー制度導入が事業主に与える影響

～平成27年10月、マイナンバーが始まります～

2016年1月から、社会保障・税番号制度（通称：マイナンバー制度）の運用がいよいよ開始されます。企業経営者として、また人事担当者として、今、何を準備すべきでしょうか？今回は、マイナンバー制度について、また様々な注意点などを解説して参ります。

- ❒そもそもマイナンバー制度とは何か？
- ❒マイナンバー制度でどう変わる？
- ❒中小企業に与えるインパクトとは？
- ❒本人確認はどのようにするの？
- ❒情報管理の重要性と違反時の罰則強化
- ❒情報の廃棄はどうすればいいの？
- ❒マイナンバーの保管・運用について
- ❒Pマーク・ISO27001とは？

講　師
中小企業活性化サポート
社会保険労務士　髙橋朱実

日　時　：平成 27 年 7 月 13 日（月）14：00～16：00

場　所　：なかいち　にぎわい交流館AU　4階　研修室１

受講料　：お一人様　3,000円　（顧問先様は無料・ご紹介の場合　1,000円）

定　員　：30名様限定　（定員になり次第締め切ります）

ﾌﾘｶﾞﾅ 事業所名	
ﾌﾘｶﾞﾅ お名前　（役職）	ﾌﾘｶﾞﾅ お名前　（役職）
電話番号	ＦＡＸ番号
住所（〒　　－　　）	E-mail

※個人情報に関する取扱いについて／記載されたお客様の情報は資料の送付に使用します。法令に定める場合のほか、お客様の承諾なしにほかの目的に使用しません。
また、弊社が個人情報の管理について事前調査した上で契約しましたダイレクトメール発送代行会社に発送データとして委託することがございます。

お申込みはこちら　**FAX 018-853-5004**　お申込みはこちら

中小企業活性化サポート（社会保険労務士事務所）
社会保険労務士：高橋 朱実・伊藤 明子
秋田市御所野地蔵田2-16-3　TEL 018-853-5005
URL　http://support-biz.net/

担当：真坂

ご紹介者名

中小企業経営者・人事担当者必見！

マイナンバー制度導入まで待ったなし！！

「うちの会社には関係ない！」

って思ってませんか？！

～ こんな疑問ありませんか！！ ～

『 従業員のマイナンバーを取り扱うにあたって注意事項は？ 』
『 民間事業者もマイナンバーを扱うのですか？ 』
『マイナンバーを使って従業員管理ができる？』

2016年1月より「マイナンバー制度」がスタート。
全ての個人（12桁）、および法人（13桁）に対して特定の番号が割り当てられ、さまざまな行政手続きで利用されるようになります。従業員の給与や福利厚生の手続きが変わり、人事労務業務や経理業務はもとより、全ての部署や従業員に業務上何らかの影響が生じます。大企業だけに関係する制度ではなく、**中小企業を含む全ての企業が対象**で、個人番号を含む個人情報は「特定個人情報」となり、企業には厳格な管理が求められ、故意の漏えいや盗用には厳しい罰則が定められています。

マイナンバー制度の導入で更に厳格な
特定個人情報の管理が求められます。

― 身近に潜む個人情報漏洩裁事件―

- ◆講座申込者への通知メールに名簿を添付して送信 - 千葉県
- ◆メンテナンス時の作業ミスで顧客情報が漏洩 - 楽天チケット
- ◆顧客情報登録した携帯電話を紛失 - 長野都市ガス
- ◆介護予防事業の委託先が個人情報を紛失 - 練馬区
- ◆介護保険料変更通知書88人分を誤送付、発送前の最終確認怠る - さいたま市

漏洩　罰則
3年以下の懲役　または
150万円以下の罰金

皆様の不安と疑問に答えます！！
是非裏面をご確認ください！